

# 別紙①

※第2号ならびに第3号（0歳から2歳児までで尚且つ非課税世帯の児童）の認定を受けるためには、保護者等が次のいずれかに該当しなければなりません。

## ≪ 保育の必要性の認定にかかる基準等 ≫

事由		内容	提出書類	認定期間	証明者または申立者
就 労	家庭外労働	居宅外で労働することを常態（月60時間以上の就労）としている場合	就労証明書	最長で小学校就学前まで	勤 務 先
	内職等 家庭内労働	昼間に居宅内で当該児童と離れて日時の家事以外の労働をすることを常態（月60時間以上の就労）としている場合	〃	最長で小学校就学前まで	内職等を発注している業者
自 営 業	経営者	労働することを常態（月60時間以上の就労）としている場合	自営業等就労申立書	最長で小学校就学前まで	本 人
	経営者以外	労働することを常態（月60時間以上の就労）としている場合	〃	最長で小学校就学前まで	事 業 主
農 業		労働することを常態（月60時間以上の就労）としている場合	農業従事申立書	最長で小学校就学前まで	本 人
求 職 活 動		保護者等が求職活動中の場合	求職申告書（ハローワークカードの写しを添付）	認定開始後90日後の月末まで	本 人
妊 娠 ・ 出 産		母親が妊娠中又は出産後で産前産後8週以内である場合	出産申告書（母子健康手帳の出産日予定日の記載されたページの写しを添付）	出産予定日の8週前の月初めから8週後の月末まで	本 人
就 学		保護者等が大学・職業訓練校等に在籍している場合	在学証明書または学生証の写し	卒業月の月末まで	就 学 先
障 が い		保護者が精神又は身体等に障害を有している場合	疾病等状況申立書（身体障害者手帳等の写しを添付）	最長で小学校就学前まで	本 人
親 族 の 護 看 護 ・ 介 護		同居の親族（長期間入院を含む）を常時介護していること	介護・看護状況申告書（介護認定証等の写しを添付）	看護・介護の必要がなくなるまで	〃
疾 病 ま た は 傷 負		保護者が疾病又は負傷している場合	疾病等状況申立書（診察券等の写しを添付）	療養の必要がなくなるまで	〃
災 害		震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書	災害復旧が終了するまで	消 防 署
育 児 休 業 中		育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所等を引き続き利用することが必要である場合	就労証明書の「育児休業期間」欄・「職場復帰日」欄に証明	育児休業終了まで	事 業 主

証明書類等は園に配布しておりますので、園から必要な書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、申請書と併せて提出してください。